

2014年度 事業報告書

2014年4月1日から2015年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

1. 事業の成果

(1)消費者からの情報に基づく、事業者への改善申入れ等の差止事業

- ①消費者からの情報提供が44件あり、学習塾、通信事業者、電力事業者、映像配信事業者、貸衣装事業者の5事業者に申入れを行ないました。2事業者には改善をして頂きましたが、3事業者とは交渉中です。その他、5事業者へ質問書を送付しました。
- ②昨年度、自動車学校の中途解約に関する契約条項等の差止訴訟を提起しましたが、現在も係争中です。
- ③広島市消費者月間事業で消費生活弁護士相談会を広島市と共催で実施し、19件の情報提供がありました。
- ④情報提供の申請をするにあたり、利用ルールを定め、一定の方式に基づいて申請する仕組みを作るということで、広島市と消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書を締結しました。

(2)啓発事業では、広島県からの委託事業や生協ひろしま虹の会との共催による事業者セミナーを開催しました。

- ①消費生活相談員・消費者行政職員を対象にしたレベルアップ研修会を6月から2月にかけて4テーマで12回実施。相談業務に必要な実務能力と相談対応スキルについて学んでいただきました。
- ②高齢消費者等見守り研修を1市(呉市)2町(世羅町2、北広島町2)で開催し、民生・児童委員会を中心に210名の方が参加されました。
- ③見守る立場の方に役立つ見守りねっとメルマガの登録者は692名になりました。
- ④生協ひろしま虹の会との共催で、はじめて事業者セミナーを開催しました。「アレルギー物質を含む加工食品の表示」というテーマで95名の参加がありました。
- ⑤消費生活相談員との学習会・情報交換会を2回開催しました。

(3)出版・広報、情報提供事業

- ①会報「ふくろうニュース」を4回発行しました。
- ②念願であった消費者ネット広島の紹介パンフレットを作成しました。
- ③広電市内電車10車両に情報提供のお願い広告を掲載し、広く市民に知らせています。
- ④広島市消費者月間事業、消費者の広場へ参加し、消費者ネット広島の活動紹介、メルマガ登録の推進活動を行ないました。

(4)関係団体等との連携の取り組みでは、県内及び全国の消費者団体や関係機関と連携しました。

- ①徳島で行なわれた「地方消費者グループフォーラム」に実行委員として参加しました。
- ②広島で行なわれた、全国クレサラ交流集会の分科会「地方消費者行政」へパネリストとして参加しました。
- ③適格消費者団体連絡協議会(京都、兵庫)に参加し、全国の適格消費者団体と特定認定に

に向けた意見交換を行ないました。

④適格消費者団体を目指す学習会(高松市消費者団体連絡協議会主催)に講師として参加しました。

⑤「高齢者等の消費者被害防止モデル事業」の連絡会議に構成員として参加しました。

(5)消費者行政や社会制度の充実に向けた提言活動

①特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針検討会へ適格消費者団体連名の意見書を3回提出しました。

②広島県消費者基本計画(第2次)案に対するパブリックコメントを提出しました。

(6)活動を支える財政基盤の強化と体制整備 ～3ヶ年計画実施中～

①会員拡大では、個人正会員23名、団体正会員2団体、個人賛助会員5名、団体賛助会員4団体に加入いただきました。他方、4年間会費未納者37名を理事会において、退会決議をしました。その他18名を退会希望、退職等で退会処理しました。

②弁護士等による「専門相談員受付体制」を継続しており、情報提供の数も増え、事業者への申入れにつながっています。

(7)集団的被害回復に係る訴訟制度への取り組み

制度を担う特定適格消費者団体の認定申請に向けて、プロジェクトチームを設置し、6回の会議を開催しました。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に関する事項

事業名	事業内容	①実施日 ②実施場所 ③従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出金額(円)
①消費者問題の調査・研究・救済・支援事業	高齢消費者等見守り研修会(委託事業) ・世羅町(12/9、1/8) ・北広島町(12/12、3/5) ・呉市(3/13)	①12/9～3/13 ②県内1市2町5か所 ③2名	各地域の民生委員、介護福祉関係等 210名	261,717
	見守りねっとメルマガ配信(委託事業) ・週1回のメルマガ配信 ・見守りねっとHPの更新	①4/1～3/31 ②消費者ネット広島事務所 ③2名	民生委員、介護関係者等692名(登録者)	1,278,211
	消費生活相談員等レベルアップ研修(委託事業) ・相談対応スキルアップ(6/4、6/5、6/6) ・インターネットトラブル(7/16、7/17、7/18) ・美容医療(10/1、10/2、10/3) ・景品表示法、食品表示法(2/25、2/26、2/27)	①6/4～2/27 ②第3ウエノヤビル8階会議室 ③2名	県内の消費生活相談員等70名	2,172,137

② 社会制度の改善への提言事業	特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針検討会へ適格消費者連名で意見書提出(3回)	①通年②消費者ネット広島事務所 ③15名	適格消費者団体12団体	0
	広島県消費者基本計画(第2次)案に対するパブリックコメント提出	①通年②消費者ネット広島事務所 ③15名	不特定多数	0
③ 啓発に関する講演会、研修会等の企画・運営事業	第1回相談員学習・情報交換会 ネット関連マルチ「アプラーズジャパン(株)」、サイドビジネス「(株)アシスト」について事例を持ち寄り、相談員と弁護士で学習	①8月2日 ②広島市消費生活センター研修室 ③4名	県内の消費生活相談員、弁護士計24名	0
	事業者セミナー 「アレルギー物質を含む加工食品の表示」について	①10月3日 ②ホテルチューリッヒ東方2001 ③3名	事業者、消費者95名	36,920
	第2回相談員学習・情報交換会 マルチ商法、遠隔操作によるプロバイダ変更について事例を持ち寄り、相談員と弁護士で学習	①3月12日 ②広島市消費生活センター研修室 ③4名	県内の消費生活相談員、弁護士計18名	0
④ 出版・広報、情報提供事業	ふくろうニュースNo.22 発行(4/21) ふくろうニュースNo.23 発行(7/22) ふくろうニュースNo.24 発行(10/27) ふくろうニュースNo.25 発行(1/26)	①4/21～1/26 ②消費者ネット広島事務所 ③7名	会員ほか 不特定多数	8,424
	広島市消費者月間事業「消費者のひろば」にて消費者団体訴訟制度の啓発展示、メールマガジン登録の推進	①5月31日 ②シャレオ中央広場 ③1名	不特定多数	0
	広島電鉄市内電車10車両に情報提供のお願い広告を掲載 (2014年6月24日～2015年6月23日)	①4/1～5/28 ②消費者ネット広島事務所 ③7名	不特定多数	259,200
	消費者ネット広島紹介パンフレット 『こんにちは！消費者ネット広島です』作成 3,000冊	①4/1～12/17 ②消費者ネット広島事務所 ③7名	会員ほか 不特定多数	356,400
⑤ 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	「高齢者等の消費者被害防止モデル事業」第1回県域連絡会議に構成員として参加	①8月19日 ②広島県社会福祉協議会 ③2名	行政、県社協、県警、学者等 8名	0
	生命保険協会意見交換会出席 ・消費生活センターの相談事例に基	①9月24日 ②広島市	行政、消費者団体、生	0

	づき意見交換	③1名	命保険協会等40名	
	第17回適格消費者団体連絡協議会 ・集团的被害回復訴訟制度の報告交流や消費者庁からの報告など	①9月27日～28日 ②京都市 ③2名	関係団体等64名	42,908
	中国四国消費者グループフォーラム in とくしま 参加 ・第1回実行委員会(10/8) ・第2回実行委員会(12/15) ・第3回実行委員会(1/29) ・フォーラム(1/29)	①1月29日 ②徳島市 あわぎんホール ③1名	中国四国地方の消費者団体、行政等200名	0
	全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会の分科会「地方消費者行政」にパネリストとして参加	①11月2日 ②広島YMCA ③1名	行政、弁護士、相談員等30名	0
	消費者関連専門家会議、中国消費者窓口連絡協議会と意見交換会を開催	①12月2日 ②第3ウエノヤビル8階会議室 ③5名	関係団体等38名	0
	適格消費者団体を目指す学習会「消費者ネットワークかがわ設立に向けて」に講師として参加	①2月7日 ②高松市 ③1名	関係団体、消費者等80名	980
	「高齢者等の消費者被害防止モデル事業」第2回県域連絡会議に構成員として参加	①2月26日 ②広島県社会福祉協議会 ③2名	行政、県社協、県警、学者等8名	0
	第18回適格消費者団体連絡協議会 ・消費者庁からの報告や新制度に関する意見交換	①3月7日～8日 ②姫路市 ③2名	関係団体等66名	44,700
⑥ 不当な勧誘行為等の是正をすすめる事業	実施していない		不特定多数	0
⑦ 差止訴訟、申入れ、問合せ等差止請求権を行使する事業	○申入書の送付 ・学校法人学習塾へ申入書送付(6/27) ・通信事業者へ申入書送付(7/24) ・電力事業者へ申入書送付(8/28) ・映像配信事業者へ申入書送付(10/30) ・貸衣装事業者へ申入書送付(2/19)	①5/2～ ②消費者ネット広島事務所 ③12名	不特定多数	13,747

	<ul style="list-style-type: none"> ○質問書の送付 <ul style="list-style-type: none"> ・英会話教材事業者へ質問書送付(5/2) ・学校法人幼稚園へ質問書送付(6/9) ・貸衣装事業者へ質問書送付(6/23) ・航空運送事業者へ質問書送付(1/22) ・飲食事業者へ質問書送付(1/30) ○情報提供申請等 <ul style="list-style-type: none"> ・専門学校へ終了通知送付(5/2) ・国民生活センター他へ情報提供申請(5/22、7/24、8/28、10/9、10/17) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○早稲田自動車学園に対する訴訟 <ul style="list-style-type: none"> ・第7回期日(4/23) ・第8回期日(6/11) ・第9回期日(7/23) ・第10回期日(9/8) ・第11回期日(11/17) ・第12回期日(1/15) ・第13回期日(2/16) 	<ul style="list-style-type: none"> ①4/23～ ②広島地方裁判所 ③14名 		0
	<p>110番活動</p> <p>広島市の消費者月間行事として、消費生活弁護士相談会を実施。6名の弁護士が19件の相談を対応。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①5月31日 ②広島市消費生活センター研修室 ③7名 	相談に来られた市民16名、電話3名	55,542
	<p>検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に基づき事案を検討 ・遠方からの委員の交通費の支給等 	<ul style="list-style-type: none"> ①4/23～3/18 毎月 計12回 ②消費者ネット広島事務所 ③11名 		12,900

3. 別記

(1) 理事会等の機関会議の開催状況

	内容	開催日、場所	参加状況	支出金額
第12回定時総会	<ul style="list-style-type: none"> ○記念講演 「特殊詐欺の現状と対策」 減らそう犯罪情報官 西原啓二様 「ネットワークで詐欺被害を無くそう！」 広島県社会福祉協議会 上田正之様 ○寸劇 「防ごう！減らそう！消費者被害」 弁護士会 消費者一座の皆さん 	<p>6月21日(土)</p> <p>13時30分～16時30分</p> <p>広島YMCA コンベンションホール</p>	記念講演 73名、総会 200名(実出席 49名)	189,390

	○定時総会			
理事会	・毎月1回開催	12回開催 消費者ネット広島 事務所他	役員18名 他4名	0
検討委員会	・毎月1回開催	12回開催 消費者ネット広島 事務所	委員11名 他数名	0
広報委員会	・ふくろうニュースの編集企画、 ・消費者ネット広島紹介パンフについて編集企画	8回開催 広島敦隆法律事務所 消費者ネット広島 事務所	委員等6名	0
啓発委員会	・啓発事業の企画案協議	6回開催 消費者ネット広島 事務所	委員等6名	0
特定認定PT会議	・特定適格消費者団体認定申請に向けての課題等協議 ・特定認定・監督に関する指針等検討会の内容について協議	6回開催 消費者ネット事務所	委員等6名	0
監査	会計監査	4月28日 消費者ネット事務所	監事等4名	0

(2) 主な検討事案の概要

検討事案	検討、申入れの概要
自動車学校 2012年9月25日 法41条書面送付 2013年6月7日 提訴	<ul style="list-style-type: none"> ・23才まで限定コース、特約コースの案内において「中途解約の場合、コース料金の全額を払い戻ししない」との契約内容に読み取れるため、1/24付で改善を申入れ。 ・2/29付で回答受理したが、解約時の精算方法や算出の根拠が解りにくく、申入れの趣旨が理解されていないことに原因があると考え、詳細な説明を伺うための懇談を行いたいとの要請書を5/14付けて送付。その後、問題点を具体的に示せとの返答があり、あらためて7/20付けて、具体例を示し再度面談の要請をしたが、その後、回答がないため、9/25付けて41条書面を送付。 ・10/1付けて「未消化部分の半額を返金します」と内容を改定するとの回答を受理したが、解約時の精算額が一義的でなく不明確で、全額返金を「やむを得ない事由があると認められた場合」と限定され、原則返金しない規定になっているため、このままでは差止訴訟を提起することになるとの回答を12/25送付。その後、連絡がないため提訴に向け訴状の準備。 ・6/7「特約コース」又は「23才まで限定コース」の中途解約条項の差止請求訴訟を提起。

<p>2014年4月23日 第7回期日</p>	<p>・原告より、求釈明申立書と調査囑託申出書を提出。全指連の指導に沿っているという被告の主張があるため、ガイドライン等を確認する必要がある旨を説明した。</p> <p>被告より、証拠説明書と陳述書が提出された。</p> <p>裁判所より、被告に対し、全指連のガイドライン等の提出ができるか5月9日までに回答を指示。出てこないのであれば調査囑託採用する方向で検討。</p> <p>原告に対し、被告の主張どおりの運用が客観的になされていることが確認できれば足りるのか、被告の主張内容自体問題視するのか、被告の回答を待つて検討するよう指示。</p>
<p>2014年6月11日 第8回期日</p>	<p>・原告より、被告に対して改善経緯の説明を求めた。</p> <p>被告より、証拠説明書が提出された。</p> <p>裁判所より、原告に対し、改善後の被告の運用自体が法律違反と主張するのか、運用が確認できたらそれでよいのか、検討するよう指示があった。それに応じて尋問が必要か検討するとのこと。また、請求の趣旨を見直す必要があるか検討するよう指示もあった。</p>
<p>2014年7月23日 第9回期日</p>	<p>・原告より、第3準備書面、証拠説明書を提出。</p> <p>裁判所より、原告が甲12、13号証を基に主張する全指連の指導内容を踏まえて、ウェブページにおける解約返戻金の定め掲示ができるかどうか検討するよう指示があった。</p>
<p>2014年9月8日 第10回期日</p>	<p>・原告より、甲14号 証拠説明書を提出。</p> <p>被告より、準備書面陳述、乙23～25号 証拠説明書を提出</p> <p>裁判所より、進行期日として被告事務所に訪問し、被告の運用状況を確認するとともに、書類改訂の経緯の説明を受けることとする。日程は追って指定する。</p> <p>被告は取下げでの終結を希望しており、原告の方で運用状況と改訂事情を確認すれば訴訟を取下げてもいいのかを検討するように。と指示があった。</p>
<p>2014年11月17日 第11回期日 被告事務所にて</p>	<p>・被告側が入校希望者に対する説明を実演し、それに対する疑問点等を原告側及び裁判所から質問した。</p> <p>被告が使用した現行の説明資料は後日証拠提出される予定。</p> <p>裁判官からは原告側に次回期日までに訴訟進行を検討するよう指示あり。</p>
<p>2015年1月15日 第12回期日</p>	<p>・原告より、第4準備書面提出。</p> <p>被告より、平成27年1月15日付け準備書面提出。</p> <p>上記資料は、次回期日までに被告が書証として提出する予定。</p> <p>被告の「払戻金計算表」の算式については、原告第4準備書面の主張を踏まえ、被告において現状の運用との比較検討を行うとのこと。</p> <p>上記算式の取扱いについて協議がまとまらなかった場合には、原告において訴状の趣旨を再検討する必要がある。</p>
<p>2015年2月16日 第13回期日</p>	<p>・原告より、これまでの改訂により違法状態が解消したと一応考えるため改訂経緯を調書添付した形での取下げを考えている。被告が訴訟要件を争うのであれば、本案についてもきちんと立証してもらおう。</p> <p>・被告より、平成27年2月10日付け準備書面、甲26から30号証提出。</p>

	<p>取下げには同意しない。訴え自体の違法性も主張している。オーナーの意向が固い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官からは、同意ができない理由は理解しがたいものの、被告がどうしても取下げに同意ができないのであれば仕方がない。訴訟要件に絞って審理を続ける。被告は訴訟要件についての陳述書の提出を、原告は訴訟要件に関する書面提出と請求の趣旨を変更するのか維持するのかの検討結果を示すように。
<p>光通信事業者 2012年12月19日 情報提供 (継続中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月々の使用料が安くなると言われ5年契約したが、今までと比べ通信環境が悪く、期待していた内容でなかったため2カ月で解約を申し入れたところ、中途解約違約金52,500円と契約解除料21,000円の二重のキャンセル料を請求。高額ではないかとの情報提供。 ・3/12広島県及び広島市に対して情報提供申請を送付し、回答書を受理(3/22)県及び広島市とも相当数の相談があり検討することに。 ・平均的損害の考え方では携帯電話での高裁判決等も踏まえ精査する必要があるが、勧誘の際の説明不足、契約内容を変更させるなどの販売方法にも問題がある。 ・2014年7月24日付で申入書送付、最低利用期間の中途解約に伴う契約解除料及び複数年契約割引の中途解約に伴う違約金につき、消費者(契約者)に対してわかりやすく説明をされ、その内容を十分に理解いただいたうえで契約がなされるよう、販売員等に対し指導を徹底されるとともに、平均的損害の算定根拠及び引越しなどやむをえない事由により契約継続ができなくなった場合にも解約料又は解約違約金が発生すること等につきましても、消費者(契約者)の不利益不満が生じない方向での見直しを図られるよう申入れをしました。 ・2014年9月26日付で回答書受理、逸失利益を平均的な損害額の算定根拠とすることは問題ないと考えている。 ・再度広島県及び広島市、福山市に対して情報提供申請を送付し、回答書を受理、回答を見ると違約金の問題だけでなく、勧誘方法にも問題があるので、勧誘方法も加えた形で検討を進める。
<p>貸衣装事業者 2013年10月31日 情報提供 (継続中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10/27再来年の成人式用に振袖をレンタル予約。手付けとして1万円支払う。申込を済ませ店を出る直前に、キャンセル料に関する書面(貸衣装承り書)に詳細な説明なしに署名を求められ記入。帰宅後、家族に断られたため解約しようとしたためキャンセル条項をみると「契約日より1週間以内 レンタル料の10%」「1カ月以内20%」「1カ月後30%」となっており、1年以上も前の解約で10%のキャンセル料は納得いかないと情報提供。 前撮り後のキャンセルは出来ないとする条項もあり、問題あり、問合せをすることに。 ・2/3付質問書送付 3/31付回答書受理 ・6/23付質問書(2)送付 7/31付回答書(2)受理 ・2015年2月19日付で申入書送付、定めているキャンセル料が平均的損害を超えている、貸衣装事業者各社のキャンセル料と比較して、キャンセル料が高いので再度検討をしてほしい。2/26付質問書受理

<p>学校法人学習塾 2015年5月8日 情報提供 (終了)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4/17 入校契約、4/18 入塾金 53 万円、前期授業料 68 万円を振込 4/23 まで通塾、4/24 に退校(解約)の申し出 最初は「授業料は一切返さない」ということだったが、その後、広島校の担当者は「4 月分の授業料相当を差し引いた 61 万 6,500 円は最低でも返すと言った。ところが、本部から送られてきた書類には、53 万 1,000 円の返金になっていた。納得できないので連絡するとテキスト代、4 月、5 月分の授業料を差し引いたものと言われたが、内訳は示してくれない。 入塾パンフには「授業を受講された後に退塾される場合は、学費の返金はいたしません」との記載がある。 ・2014 年 6 月 27 日付で申入書送付、2014 年度「大学受験料 高校生 入塾・入寮要項」の学費規定 15 項 授業を受講された後に退塾される場合は、学費の返金はいたしません (AO 入試、推薦入試の合格を含む)。ただし、転居・入院・大学への 9 月期入学を理由とする場合は、退塾時期に応じた授業料を返金いたします。(略) 不返還条項を使用した入塾契約を止めるよう、申入書を送付しました。 ・2014 年 7 月 22 日付回答書受理、2015 年度から不返還条項の規定は使用しない、中途退塾される生徒に対しては、不返還条項の規定の存在にかかわらず、学費の返還に応じている。 申入れに対応いただいたので、2014 年 9 月 26 日付で終了通知を送付。
<p>電力事業者 2014年8月17日 情報提供 (終了)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早収期限日を過ぎると、早収料金に 3%を加算した遅収料金で請求されます。数日遅れただけでも、3%加算されます。これは、消費者契約法の年利 14.6%を越す遅延損害金は無効の規定の趣旨に反するのではないか。 ・2014 年 8 月 28 日付で申入書送付、電気供給約款では、早収期限内に支払う「早収料金」とそれを過ぎて支払う「遅収料金」があり、早収期限日を過ぎると早収料金に 3%を加算した「遅収料金」の支払いを強制され、「遅収料金」と「早収料金」の差額分である「遅収清算金」は、原則として翌月の電気料金に加算し、一括で徴収されます。消費者契約法第 9 条 2 項の規定によれば、年利 14.6%を超える遅延損害金等を定める条項は、その超える部分について無効となりますので、これを改定するよう申入書を送付しました。 ・2014 年 9 月 17 日付で回答書受理、早遅収料金制度は消費者契約法に反するものではないと考えているが、お客にとっての制度の分かり易さといった観点も考慮し、当該制度のあり方について真摯に検討する。 2014 年 11 月 26 日に来訪され、早遅収料金制度のあり方について見直しを含め検討されていることが確認できたため、2014 年 12 月 25 日付で終了通知を送付しました。
<p>映像配信事業者 2014年8月7日 情報提供 (継続中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年 3 月「NTTの代理店」を名乗る業者から電話 パソコンの調子はどうか、1 カ月間無料見放題ということだった。 契約を伺わせる話はなかったが、H26 年 3 月 27 日、契約しましたと葉書が届いた。1 カ月毎にプログラムガイドが届いた。 NTTの固定電話の請求書へ利用料が載りはじめた。月 2,708 円、7 月 30 日に気付き電話、クーリングオフの手続きをした。

	<p>8月6日に払い戻しがされた。不実の告知、契約書の不備等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年10月9日付で広島県及び国民生活センターへ情報提供申請を送付 ・2014年10月30日付で申入書送付、電話勧誘販売で、勧誘に先立ち「無料で見放題」との説明しかしていない、法定事項を記載した書面の不交付ないしは不備があること等、特定商取引法違反が存するものと思われる。この営業形態を取りやめるよう申入れを行いました。 ・2014年11月25日付で回答書受理、勧誘に際しては、契約内容、利用料金、キャンペーン特典を説明し、理解・納得のうえでサービスを利用いただいている。 ・2015年1月22日付で要請書を送付、どういう説明をして、どういう書面で契約をしているのか。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 会員状況(2015年3月31日現在)

●個人正会員：289名

●団体正会員：9団体

生活協同組合ひろしま、広島県生活協同組合連合会、広島中央保健生活協同組合生活協同組合ひろしま虹の会、生活協同組合ひろしま労働組合、広島合同労働組合生協ひろしまパート支部、弁護士法人広島メープル法律事務所
コープ中国四国事業連合、コープハウジングひろしま株式会社

●個人賛助会員：60名

●団体賛助会員：13団体

広島大学消費生活協同組合、呉市消費者協議会、有限会社三田製麺所、広印青果株式会社、星企画株式会社、株式会社山豊、森永乳業株式会社中国支店
広島海苔株式会社、広島共和物産株式会社、間口ウエストロジ株式会社
巢守金属工業株式会社、一般社団法人生命保険協会広島県協会、荒谷株式会社